

第25回矢板市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和元年6月20日(木) 午後3時55分から午後4時45分

2 開催場所 矢板市役所 本館 第一委員会室

3 出席委員 (15名)

会長	15番	八木澤寛夫		
委員	1番	渡邊好雄	2番	鈴木英子
	3番	福田英一	4番	君島道夫
	5番	石塚英好	6番	阿久津正一
	7番	山口榮一	8番	佐藤喜久男
	9番	平久井順一	10番	大森克則
	11番	渡邊幸史	12番	町野位夫
	13番	齋藤典子	14番	渡邊浩正

4 欠席委員

5 付議事件

- (1) 議事録署名委員の決定について
- (2) 農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (3) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (4) 非農地証明願いに係る処分決定について
- (5) 農用地利用集積計画に係る意見決定について

6 その他

7 農業委員会事務局職員

事務局長	大谷津	敏美智
主幹	高塩	康幸
主事	湯田	美貴

8 会議の概要

八木澤会長

本日は、ご苦勞さまです。

本總會の出席委員は15名で定足数に達しておりますので會議は成立いたします。それでは、ただいまから第25回矢板市農業委員會總會を開催いたします。

議 長

(八木澤会長)

これより議事に入ります。付議事件(1) 「議事録署名委員の決定について」を議題といたします。

會議規則第19条第2項の規定により、2名の議事録署名委員の選出方法についてお諮りいたします。

(議長一任の声有り)

議 長

ただいま議長一任の声がありましたので、議長より指名いたします。それでは、4番君島委員、11番渡邊幸史委員を指名いたしますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声有り)

議 長

異議なしと認め、4番君島委員、11番渡邊幸史委員を議事録署名委員とします。

議 長

続いて、付議事件(2) 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。

ここで、農業委員會等に関する法律第31条第1項により、14番渡邊浩正委員の退室を求めます。

(14番 渡邊 浩正 委員 退室)

議 長

では、事務局の説明を求めます。

事務局長

(議案書により説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

次に本日も現地調査を実施しておりますので、現地調査の総括的な報告を、当番班第4班、班長8番 佐藤委員にお願いします。

8番佐藤委員

本日、午前10時00分から、委員3名、事務局2名の計5名で、農地法4条3件、5条1件、非農地証明2件の計6件の現地調査を実施いたしました。詳細については、各当番委員が報告します。

何ら問題ないと見て参りましたので、ご審議の程をよろしく願いいたします。

議 長

現地調査の総括的な報告が終わりました。

議 長

次に議案第1号の現地調査の詳細な報告を、8番 佐藤委員にお願いいたします。

8番 佐藤委員

8番佐藤です。現地案内図の1ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

付近の状況ですが、東側道路、西側田、これは本人所有の田です。南側道路、北側道路です。ご子息も農業者で今後更なる規模拡大が予想されます。

手続き上の不備はございましたが、今後大いに頑張ってもらうことも含めまして現地はなんら問題ないと見て参りました。

皆様の慎重審議をお願いいたします。

議 長

現地調査の報告が終わりました。

それでは議案第1号について質疑意見等求めます。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第1号が終了しましたので、14番 渡邊浩正委員の入室を求めます。

議 長

続いて、付議事件(2)議案第2号から第3号 農地法第4条第1項の規定に係る処分決定について議題に供します。

では、事務局の説明を求めます。

事務局長

(議案書により事務局説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

次に議案第2号の現地調査の詳細な報告を、12番 町野委員にお願いいたします。

12番 町野委員

12番町野です。現地案内図の2ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

現地は耕作条件が悪いですし、軽トラックが1台通るのがやっとのところ。獣害で荒れた状態です。植林ということで、やむを得ないと見て参りましたので慎重審議をお願いします。

次に議案第3号の現地調査の詳細な報告を、12番 町野委員にお願いいたします。

12番 町野委員

12番町野です。現地案内図の3ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

ご自身の土地で住宅を新築したいということですので、なんら問題ないと見て参りました。慎重審議をお願いします。

議 長

現地調査の報告が終わりました。

それでは議案第2号から第3号について質疑意見等求めます。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長

続いて、付議事件(3)議案第4号 農地法第5条第1項の規定に係る処分決定について議題に供します。

では、事務局の説明を求めます。

事務局長

(議案書により事務局説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

次に議案第4号の現地調査の詳細な報告を、3番 福田委員にお願いいたします。

3番 福田委員

3番福田です。現地案内図の4ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

現地は東側道路、西側雑種地、南側雑種地、北側畑で、周りへの農地への影響はないためやむを得ないと見て参りましたので慎重審議をお願いいたします。

議 長

現地調査の報告が終わりました。

それでは議案第4号について質疑意見等求めます。

5番石塚委員

譲受人は法人ではなく、個人でよろしいのですか。

事務局

個人です。

以前から農地区分の問い合わせが多く、事務局で2種農地、3種農地と答えた場所において太陽光への転用をしないか業者が所有者に対して連絡をするそうです。

申請地は何年か前から遊休農地化されていた農地なので、うまくマッチングができ、申請に至ったのだと思います。

5番石塚委員

図面から見ると、南側に宅地がありますが問題はないのですか。

太陽光発電によるトラブルがあちこちで起きていると聞いています。

事務局

ここの土地は少し段差がありますので、被害はすくないのではないかと思います。

また、そういったトラブルがあったとしても事業者が対応します。

5番石塚委員

どこの業者ですか。

事務局

エコスタイルという業者です。

議長

他になければ異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

続いて、付議事件（4）議案第5号から第6号 非農地証明願いに係る処分決定について議題に供します。

では、事務局の説明を求めます。

事務局長

（ 議案書により事務局説明 ）

議長

事務局の説明が終わりました。

次に議案第5号の現地調査の詳細な報告を、3番 福田委員にお願いいたします。

3番 福田委員

3番福田です。現地案内図の5ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

20年以上前から杉がはえているそうです。周りの農地への影響もないかと思いやむを得ないと見て参りましたので、慎重審議をお願いいたします。

議長

次に議案第6号の現地調査の詳細な報告を、8番 佐藤委員にお願いいたします。

8番 佐藤委員

8番佐藤です。現地案内図の6ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

既に築30年はこえるような納屋と家が建っています。その隣も畑となっておりますが車が停まっています。

周りの農地とは接しておらず致し方ないのではと見て参りました。慎重審議をお願いいたします。

議長

現地調査の報告が終わりました。

それでは議案第5号から第6号について質疑意見等求めます。

9番平久井委員

議案5号だが、始末書はついているのですか。

事務局

始末書はないですが、侘びの一言は入れるように指導しています。

議長

他になければ異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

続いて、付議事件（5）議案第7号 農用地利用集積計画に係る意見決定について議題に供します。

では、事務局の説明を求めます。

事務局長

(議案書により事務局説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。
それでは、議案第7号について、質疑・意見等を求めます。

(意義なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長

以上で、本日の審議事項を終了することができました。
その他の事項について、事務局の説明をお願いします。
・矢板市成田地内の土地売却希望について
・第1回農業委員・農地利用最適化推進委員研修会の開催について
・農業委員・推進委員合同暑気払いについて
・令和2年度県農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望の提出について

議 長

ただいまの事務局説明について、質問があれば挙手願います。
それでは、以上を持ちまして、第25回農業委員会総会を閉会いたします。
皆様お疲れ様でした。

矢板市農業委員会会議規則第19条の規定により署名する。

矢板市農業委員会会長

八木澤 寛夫

議事録署名委員

君島 道夫

議事録署名委員

渡邊 幸史